

平成25年10月24日

未来を考える脱原発四電株主会 御中

四国電力株式会社

貴平成25年10月15日付文書に係るご回答

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、お問い合わせをいただいております件につきまして、下記のとおりご回答いたしますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 議決権行使書の様式変更について

当社の株主総会における議決権行使書の様式については、当社が証券代行業務を委託している三井住友信託銀行株式会社のシステム変更に伴う株式事務処理および帳票類等の変更の一環として、平成25年6月26日開催の第89回定時株主総会において使用するものから変更いたしました。

2 株主名簿の備え置き場所について

株主名簿の備え置きについては、会社法第125条第1項において、「株式会社は、株主名簿をその本店（株主名簿管理人がある場合にあつては、その営業所）に備え置かなければならない。」と定められております。

当社は、三井住友信託銀行株式会社を株主名簿管理人としておりますので、株主名簿については、同社の営業所である同社証券代行部（大阪府中央区北浜四丁目5番33号）に備え置き、株主の閲覧・謄写に供しているものであります。

3 株主名簿の閲覧・謄写に関する取り扱いの妥当性について

当社といたしましては、株主名簿については、その法的性格および内容の重要性から、法令の定めに従った厳格な取り扱いが必要と考えております。

上記2に記載の株主名簿の備え置き場所およびその閲覧・謄写に関する現行の取り扱いは、法令の定めに従った対応であり、株主の権利保護の観点からも妥当なものと認識しております。

4 議決権行使書の様式変更の妥当性について

株主総会における議決権行使書は、株主総会に出席されない株主の方々が自らの議決権を行使するためのものであり、その様式の妥当性については、本来の目的に照らして考えるべきものであります。

当社といたしましては、当社の株主総会における議決権行使書については、法令に定める要件を備えており、株主の権利保護の観点からも妥当なものと認識しております。

5 議決権行使書の様式変更および株主名簿の備え置き場所の変更について

当社といたしましては、現行の議決権行使書の様式および株主名簿の備え置き場所については、上記3および4に記載のとおり、いずれも妥当なものと認識しておりますので、現行の対応を変更する予定はございません。

以上

(本件に関するお問い合わせ先)

四国電力株式会社 総務部 株式・文書グループ